

2022年5月13日

各位

会社名 FRACTALE株式会社
代表者名 代表取締役社長 堀江 聡寧
(コード: 3750 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部長 関本 秀貴
(TEL. 03-5501-4100)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり、商号の変更及び定款の一部変更について、2022年6月23日開催予定の第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

当社グループは、メディカル事業及びリアルアセット事業に取り組んでまいりましたが、今後、細胞治療サービスを主軸とするメディカル事業へ経営資源を集中させることといたしました。

これに伴い、医療業界で認知されている「サイトリ」に加え、永らく牽引してきた「細胞治療」の研究開発・製造販売を営む会社へとコーポレートブランドを刷新するものであります。

詳細につきましては、本日公表の「中期経営計画(2022-2024年度)」をご参照ください。

(2) 新商号

株式会社サイトリ細胞研究所(英文表記 Cytori Cell Research Institute, Inc.)

(3) 変更予定日

2022年7月1日

本商号変更は、2022年6月23日に開催予定の第18回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

- ① 上記1に記載の商号変更を行うため、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
 - (i) 変更案第16条1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (ii) 変更案第16条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (iii) 現行定款株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (iv) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (商 号) 当社は、<u>FRACTALE株式会社</u>と称し、英文では<u>FRACTALE Corporation</u>と表示する。</p> <p>第2条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第37条 (条文省略)</p> <p>(附則) (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (商 号) 当社は、<u>株式会社サイトリ細胞研究所</u>と称し、英文では<u>Cytori Cell Research Institute, Inc.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第15条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第16条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(附則) (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(商号変更の時期)</p> <p>第2条 <u>第1条の変更は、2022年7月1日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、当該変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p> <p>(参考書類等のインターネット開示等に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第16条 (電子提供措置等) の新設</u></p>

現行定款	変更案
	<p>は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

(3) 日程

①定款変更のための定時株主総会開催予定日

2022年6月23日

②定款変更の効力発生予定日

商号の変更

2022年7月1日

株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

2022年6月23日

以 上